

川崎市暴力団排除条例に基づく入札契約事務からの暴力団排除等について

財政局資産管理部契約課

平成24年4月1日から川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）が施行されたことに伴い、次のとおり契約関係規則等を整備し、入札契約条件を定めることとします。また、今回の規則等の改正に併せて、その他の事項についても整備することとします。

1 暴力団排除に係る契約関係規則等の整備

(1) 川崎市契約規則の一部改正

各契約約款に次のとおり暴力団排除に係る規定を追加し、規定に該当する事業者が契約の相手方となった場合は契約を解除することができることとします。

工事・委託・物品契約約款の「発注者の解除権」に関する条項に次の条文を追加します。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

暴力団等から不当な介入を受けた場合の報告等の条項を追加します。

（発注者への報告等）

第〇〇条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の改正

暴力団排除に係る対応として、指名停止措置要件を追加し、該当する場合には指名停止措置を行うこととします。

(3) 「川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱」の制定

本市の入札契約における暴力団排除の措置として「川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱」を新設します。

この要綱では、競争入札参加資格申請に併せて、「誓約書」を提出してもらうこととします。

誓約内容は、暴力団等と関係を有する法人等でないこと及びその事実を確認するため、「川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書」に基づく照会に必要な役員名簿等の提出に協力するものとなっています。

2 各契約書、約款の「甲」「乙」表記の変更について

各契約書、約款に記載されている発注者（川崎市）を「甲」、請負者を「乙」とする表記は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えている恐れがあるため、「甲」「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記することに改めます。

3 取扱い開始時期について

改正規則等の施行日：平成24年8月1日

平成24年8月1日を契約日とする契約から適用となります。

ただし、川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に基づく「誓約書」の提出については、平成25－26年度の業者登録更新受付から提出することとします。

改正した契約規則及び要綱については、「入札情報かわさき」内の「契約関係規定」のページをご覧ください。

(参考資料)

〔川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）〕 抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であってその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人等にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）〕 抜粋

(利益供与等の禁止)

第 23 条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
 - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受

けること。

- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
 - (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
 - (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
 - (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 3 何人も、前2項の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を公安委員会に通報するよう努めなければならない。